

# 尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

平成 28 年度第 2 号  
通 算 第 2 0 号  
平成 28 年 7 月 14 日  
尼崎市総務局  
人事管理部給与課

## 平成 28 年 6 月期の割増報酬等について

6 月 13 日午後 7 時 30 分から午後 9 時まで、立花地区会館大会議室において、平成 28 年 6 月期の割増報酬等について交渉を行った。

### 今回の交渉の主な目的

前回の交渉において回答した 6 月期の割増報酬及び独自要求書について引き続き協議を重ねるとともに、私療休暇の取得要件緩和についての提案を行った。

### 組合への提案

(提案メモ) 私療休暇の取得要件緩和について

[別紙](#)

### 具体的な交渉内容

#### 1 私療休暇の取得要件緩和について

##### 協議の要旨

提案メモを提示したうえで、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
「医師等の証明する診断書」から「医師の証明等」へと文言が変更されている理由は。	正規職員に対して適用される条例規定と表現を揃えるために変更したものである。
先日の賃金小委員会で示したインフルエンザに罹患した時に医療機関が作成するメモでも対応できるように変更したものではないのか。	表現のみの変更で、その趣旨を変えるものではない。賃金小委員会でも説明したとおり、客観的に証拠書類として判断できるかが基準になると考えており、例えば医療機関や医師の印が無いものでは認められないと考えている。

##### 課題解決への方向性

嘱託労組は、一旦持ち帰り、諾否期限までに判断するものとした。

#### 2 独自要求書について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
<b>小学校給食調理業務の見直しについて</b> 小学校給食調理業務について、平成 29 年度向けの合理化提案はあるのか。	現時点では決定していない。

いつ頃になれば合理化の有無が判明するのか。	合理化を行う場合、例年どおり6ヶ月前までに提案していく考えである。
現在の直営校は何校か。	9校である。
最終的に全校委託という方針に変更はないか。	回答メモにあるとおり、変更はない。
全校委託という方針を変えないとしても、委託にあたっては退職動向を見ていくという点については変わらないことを確認しておきたい。	退職動向等を勘案して委託化を行うという点についても、回答メモにあるとおり変わらない。ただし、以前から説明しているとおり、残り3校となり応援体制を組むことが困難となった場合には、その残った直営校全てを同時に委託する必要があることも同様である。
様々な点を考慮すると、民間業者に委託するより直営校を残すべきではないか。	教育委員会においては直営校を残す考えはない。
委託校の調理業務の実施状況を引き続き検証していくとあるが、その内容を組合に提供してもらえないか。	教育委員会に確認後、対応する。
<b>私療休暇の日数について</b> かつて無給であった私療休暇が30日の有給となったことについては、組合員からも助かったとの声があり、非常に感謝している。もっとも嘱託員の年齢層も上がっていく中で、大病を患う人も増えてきており、今回の要求においてはこれまでの60日から正規職員と同じ90日とさせていただいた。90日の有給とすることはできないのか。	嘱託員が1年任用であることなどを考慮すると、90日の付与というのは難しい。
安心して治療に専念し病気を治すという意味では、やはり90日を付与していただきたい。現に90日としている自治体もあるではないか。	他都市等と比較しても本市の休暇制度は決して見劣りするものではなく、30日で妥当と考えている。
30日の私療休暇では対応不可能な大病を患った場合、結果的に無給の欠勤となる。この場合、傷病手当金にて一定の措置はされるだろうが、それだけでは生活できないので、正規職員と同様に90日を付与していただきたい。	傷病手当金こそが病気となり仕事ができない場合の対応策として設けられている制度であり、それを踏まえると有給である私療休暇の付与日数をさらに増やしていくことは困難である。

<p>報酬の増額は困難であるとしても、せめて休暇については拡大してもらえないか。</p>	<p>そういった組合の意向も最大限考慮した上で今回の私療休暇の取得要件緩和という非常に大きな判断をさせてもらっている。もし今回の提案が簡単な改正であると誤解されているのであれば、その認識は改めていただきたい。</p>
<p>短期の介護休暇や子の看護等の子育てのための休暇のように、正規職員と同じ制度設計としているものもあるではないか。私療休暇も同じにできないのか。</p>	<p>短期の介護休暇や子の看護等の子育てのための休暇についても、できる限りの配慮をした結果として同内容の制度としたものである。私療休暇については90日とする考えはない。</p>
<p>30日の算定には土日等も含むのか。正規職員における取扱いは。</p>	<p>いずれも土日等を含んでの日数である。</p>
<p><u>定年延長について</u> 組合としても、かつての労使交渉で60歳を定年とし、それ以降については高年齢者委嘱制度で対応していくとしたことについては認識している。しかし、高年齢者委嘱制度に基づいて委嘱された後については、報酬額が下がるにもかかわらず、従事する仕事の内容は変わらないのが実情である。定年を65歳まで延長することはできないのか。</p>	<p>65歳まで働くことができる環境については、既に高年齢者委嘱制度によって実現している。</p>
<p>そうではなく、嘱託員は1年ごとの委嘱であることを踏まえ、60歳を過ぎても65歳までそれまでと同じ条件下で働くことができないかということである。今後、65歳まで年金が支給されなくなることを踏まえても、定年を延長するべきではないか。</p>	<p>まさに組合の主張する年金が支給されなくなるということを踏まえ、高年齢者委嘱制度を導入し、その後の必要な改正も行っているものであり、現在の運用を見直す考えはない。</p>
<p>報酬については定年前と同額とすべきではないか。</p>	<p>高年齢者委嘱制度は年金受給開始までの雇用保障的な観点も含め導入しているものであり、60歳までの嘱託員の報酬とは別の整理をしているところである。その中で、本市におけるもっとも一般的なBランク(定額)の報酬月額と同額とすることで労使合意を得ており、現時点においては適切であると考えている。</p>

<p>かつての交渉において、正規職員に係る定年延長が導入されれば、嘱託員にもその考えを反映させるといふこともあると聞いたが。</p>	<p>正規職員においては定年後の再任用制度を設けているところであるが、年金までのつなぎという点では嘱託員における高年齢者委嘱制度と同じ考えのものであり、また 60 歳を境に異なる賃金体系としている点でも共通している。その意味で、正規職員に対する定年延長が導入されれば、嘱託員にもそれを反映させる可能性があることは否定しない。</p>
<p>正規職員については、再任用となると給与水準が下がるのか。</p>	<p>正規職員においても一般的には給与水準は下がることとなる。</p>
<p>正規職員は 65 歳以上になった場合はどうなるのか。</p>	<p>いわゆる O B 嘱託員として委嘱される場合があるが、これは制度として設けているわけではなく、必要に応じて依頼しているものである。</p>
<p>その O B 嘱託員の賃金水準は。</p>	<p>報酬月額は約 13 万円で、割増報酬はない。</p>
<p>先日、定年後に再雇用された職員の賃金について、同じ職務内容での賃金格差は違法であるとの判決が出された。当該判決も踏まえて見直す考えはないのか。</p>	<p>当該事案については承知しているが、その詳細は把握しておらず、また使用者側が控訴した係争中の事案ということもあり、現時点では何も言うことはできない。ただ、当局としても今後の動向については注視していく。</p>
<p>今回の交渉においては、定年を 65 歳まで延長することはできないとのことであるが、今後変えていくことはできるのか。</p>	<p>可能性がないというわけではないが、今は変える考えはない。</p>
<p>定年延長については、今後も引き続き求めていく。協議はしていくということによいか。</p>	<p>協議には応じる。</p>

#### 課題解決への方向性

組合は、今回の要求に対して直ちに対応することは困難であっても、今後の前向きな協議を求めた。これに対し、当局は、引き続き互いに協議していくことについては変わりはないが、当局としても法や交渉経過を踏まえて回答しているものであり、その考え方への理解を求めた。

以上  
(給与課)

私療休暇の取得要件緩和について（メモ）

H28.6.13

嘱託員の私療休暇について、次のとおり取得要件を緩和する。

1 内容

現行「医師等の証明する診断書に基づき1週間以上の療養を要すると認定された場合」としている嘱託員の私療休暇の取得要件について、「医師の証明等に基づき療養を要すると認定された場合」とする。

2 実施時期

平成28年7月1日

3 諾否期限

平成28年6月23日

以上  
（給与課）



## 妥結事項

6月6日及び13日の2回にわたる交渉の結果を受け、6月23日に次の項目について妥結に至った。

### 1 割増報酬（ボーナス）[平成28年6月30日支給]

支給月数等

ランク	支給月数（額）	前年度
B	1.83月分（308,538～340,929円）	1.79月分（301,794～333,477円）
C	1.61月分（311,374円）	1.57月分（303,638円）
D	定額（286,000円）	定額（279,000円）
E	定額（276,000円）	定額（269,000円）
再雇用	定額（272,000円）	定額（265,000円）

### 2 私療休暇の取得要件緩和

#### (1) 内容

現行「医師等の証明する診断書に基づき1週間以上の療養を要すると認定された場合」としている嘱託員の私療休暇の取得要件について、「医師の証明等に基づき療養を要すると認定された場合」とする。

#### (2) 実施時期

平成28年7月1日